

設計・施工一括発注方式におけるコンソーシアム方式の活用についての一考察

国土技術政策総合研究所 正会員 宮武 一郎、工藤 匡貴、笛田 俊治

1. はじめに

公共事業の効率的な執行のため、民間企業が有する高い技術力を有効に活用し、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等を図ることが期待されている。その方法のひとつである設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を旨とする方式である。

設計・施工一括発注方式については、国土交通省直轄事業においては、平成9年度より導入（試行）がされたところであるが、これまでの受注者は、建設会社単体あるいは建設会社で構成される企業共同体（JV）となっている。その一方で、設計・施工一括発注方式の効果をより一層発現するために、建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）の活用が今後の課題のひとつとしてあげられてきたところである¹⁾。

そこで、本研究においては、設計・施工一括発注方式におけるコンソーシアム方式の活用について、検討を行ったものである。

2. 研究方法

本研究においては、はじめにコンソーシアム方式の活用の検討にあたり、海外におけるコンソーシアム方式の状況、想定されるコンソーシアム方式の形態についてのメリット・デメリット、導入にあたって検討すべき課題について調査する目的で、業界団体に対しヒアリング調査を実施した。ヒアリングは、コンソーシアム方式として想定される3つの形態（「建設コンサルタントと建設会社の共同体と契約する場合」「入札時は建設コンサルタントと建設会社が共同提案し、受注後の発注者との契約は別々とする場合」「建設コンサルタントが建設会社の下請けに入る場合」）を示して行った。次にその結果を踏まえて、コンソーシアム方式による参加方式に関する基本的な考え方について、検討・整理した。

3. 関係団体へのヒアリングの結果について

1) 海外におけるコンソーシアム方式の状況

海外におけるコンソーシアム方式による参加実績は、「建設コンサルタントが建設会社の下請けに入る場合」がほとんどであった。導入が望ましいコンソーシアム方式の形態についても「建設コンサルタントが建設会社の下請けに入る場合」が最も多かった。

2) 想定されるコンソーシアム方式の形態について（メリット・デメリット）

コンソーシアム方式による参加方式については、建設会社、建設コンサルタントの双方から、建設会社の技術・人材等の活用による工期短縮、コスト縮減、品質確保、VFMの向上が図られるという意見があった。また、建設会社からは設計部門を有しない建設会社の参加による競争性の向上が図られるという意見があった。一方、双方から入札時の設計・提案費用等競争参加者への負担や受注者のリスク負担の増大による入札価格の上昇を危惧する意見があった。

「建設コンサルタントと建設会社の共同体と契約する場合」については、建設コンサルタントからは建設コンサルタントと建設会社における利益相反、また双方から建設コンサルタント側に工事のリスクまで負えるのかといったリスクの責任分担について危惧する意見があった。設計に対するチェック&バランスについては、建設コンサルタントからは確保が期待されるという意見がある一方、建設会社からは設計の瑕疵責任を建設コンサルタントが負いきれない場合があり設計が過大になることを危惧する意見があった。

「入札時は建設コンサルタントと建設会社が共同提案し、受注後の発注者との契約は別々とする場合」について
キーワード 設計・施工一括発注方式、コンソーシアム方式

連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 国土技術政策総合研究所 TEL029-864-2211(代)

いては、双方から瑕疵等の責任が明確になるといった意見がある一方で、建設コンサルタントからは建設コンサルタントと建設会社における利益相反、施工会社からは建設コンサルタント側に工事のリスクまで負えるのかといったリスクの責任分担、設計の瑕疵責任を建設コンサルタントが負いきれない場合があり設計が過大になることを危惧する意見があった。

「建設コンサルタントが建設会社の下請けに入る場合」については、双方から受発注者間の窓口が一本化され、責任の所在が明確になるといった意見があった。また、建設会社から設計に施工ノウハウの反映による合理的な設計が期待できる意見があった。一方で、双方から建設会社の過度な経済性追求による設計のチェック&バランスの確保を危惧する意見や、建設コンサルタントからは発注者の意図が十分に伝わらず設計に反映されない、建設コンサルタントにとって片務的な契約となることを危惧する意見があった。

3) コンソーシアム方式導入にあたっての入札時・契約後における検討課題について

入札時については、競争参加者（建設会社単独での競争参加の可否）、参加要件、評価方法（建設コンサルタントの扱い）等について、検討課題とする意見があった。契約後については、設計費の支払い（時期）、設計に関する成績評定のあり方、実績の登録等の意見があった。

4. コンソーシアム方式の活用に関する基本的な考え方について

ヒアリング結果を踏まえて、コンソーシアム方式を活用した総合評価方式等について、基本的な考え方について、次のように整理した。

1) コンソーシアム方式の形態について

建設会社と工事の設計について建設会社より委託をされる建設コンサルタントによって構成されるグループの形態とする。

2) 競争参加者と参加要件について

設計・施工一括方式を適用する工事における競争参加者は、これまでの建設会社単体、建設会社で構成されるJVに加え、コンソーシアム方式による参加を認めるものとする。コンソーシアム方式による参加者に課す参加要件は、建設会社に課する参加要件の他、建設コンサルタントにも同等の要件を課す。

3) 総合評価方式における技術評価について

総合評価方式における技術評価のうち、求める技術提案のうちの一つは、設計に関する提案として評価するものとする。また、企業の施工能力等は、建設会社に加えて、建設コンサルタントの成績・表彰等についても、適切に設定し評価する。

4) 建設コンサルタントの業務成績の付与等について

工事完成後において、当該工事としての成績と分けて設計部分の成績を評価し付与する。また、設計部分は設計の承諾までは建設コンサルタントの手持ち業務量として扱うが、承諾後は手持ち業務量としては扱わない。

5) その他

コンソーシアム方式による参加の場合には、必要に応じて技術提案時あるいは入札時までには建設コンサルタントからの見積もりを添付することとし、契約後、当該見積額による契約・支払について厳格に履行を求めるものとする。

5. まとめ

本研究では、設計・施工一括発注方式におけるコンソーシアム方式の活用を検討するために、関係団体にヒアリング調査を行うとともに、その結果を踏まえて、基本的な考え方をとりまとめた。

コンソーシアム方式は、海外においてもみられる方式でもあり、今後、設計・施工一括発注方式においてコンソーシアム方式が活用され、我が国企業の海外工事への参加が促進されるとともに、より一層の設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率化が発現されることを期待するものである。

参考文献

- 1) 国土交通省他：設計・施工一括発注方式導入検討委員会報告、平成13年3月